

吉原北中学校

学校いじめ防止基本方針

令和8年作成

1 いじめに対する組織的な対応

(1) いじめの定義

【昭和61年度からの定義】

①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの

【平成6年度からの定義】

①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

【平成18年度からの定義】

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

【平成25年度からの定義】※ いじめ防止対策推進法の施行

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

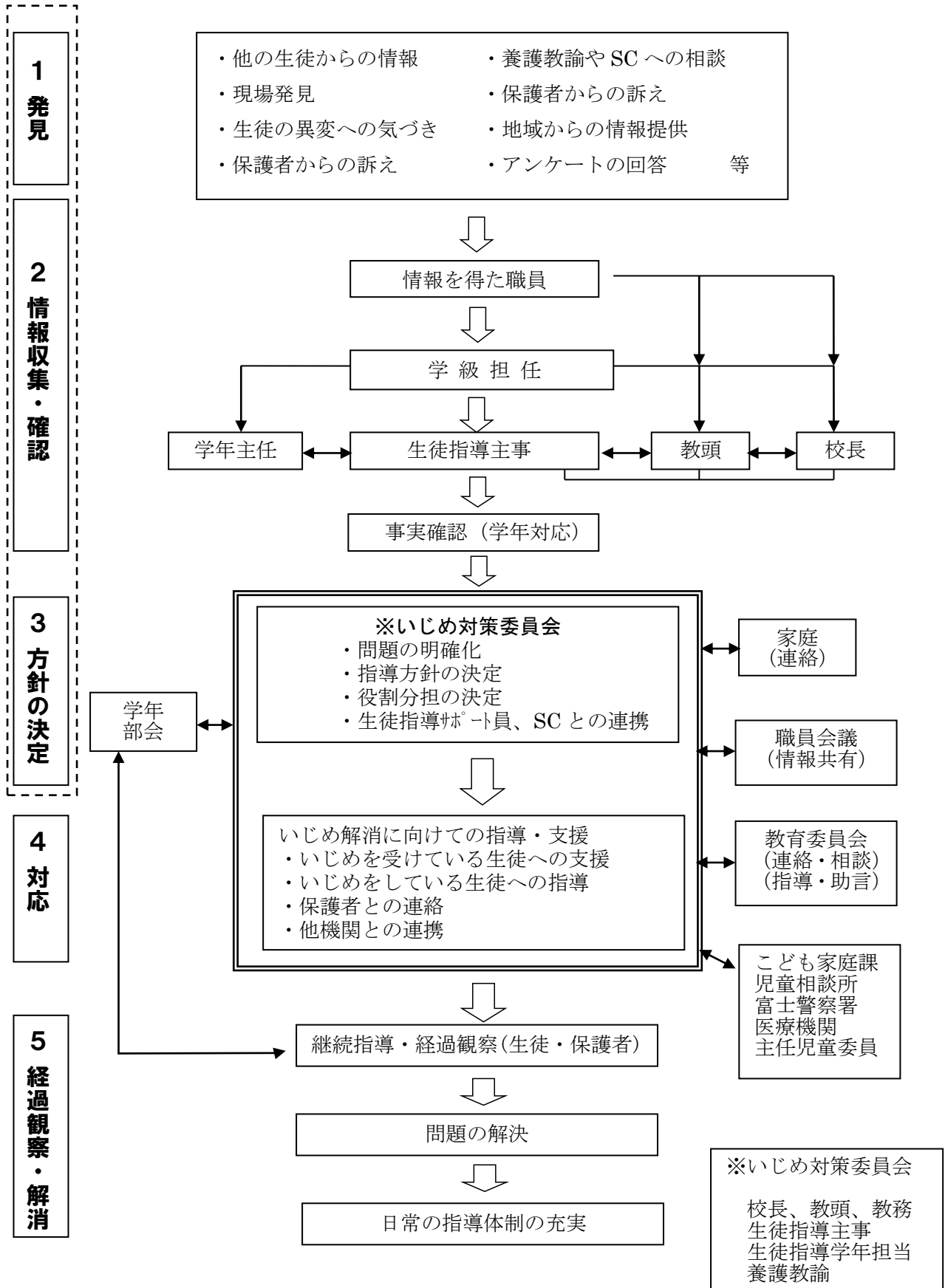
(2) いじめに対する基本姿勢

「いじめは、どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、すべての教職員が未然防止に取り組んでいく。また、いじめを発見した際には、校長のリーダーシップの下、「いじめを絶対に許さない」という強い意志で、いじめ問題に取り組んでいく。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有するなど、学校体制で取り組む。

(3) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ



(4) 重大事態への対応

ア 教育委員会への報告

下のような重大事態が発生した場合、またはその疑いがある場合は、教育委員会へ報告する。

- ・「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- ・欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ・イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- ・児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

イ 調査主体の判断

(ア) 重大な事態についての調査を、学校が主体となつて行うか教育委員会が主体となつて行うかの判断は教育委員会の指示に従う。

(イ) 学校が調査主体の場合

- ・教育委員会からの指示を受けながら、学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校運営協議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。

(ウ) 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校は、教育委員会と本委員会に、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ウ 保護者への説明・報告

調査主体が学校の場合は学校が、教育委員会の場合は教育委員会が説明・報告を行う。

2 未然防止

(1) 未然防止に向けた取組

ア 自尊感情を高める学習や学級活動、学年学校行事

- (ア) 生徒が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先達の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりを行う。
- (イ) 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行う。
- (ウ) 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定する。

イ 生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

- (ア) 生徒自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組をする。
- (イ) 生徒会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする。
- (ウ) たてわり交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組をする。

(2) 生徒の居場所づくり

ア 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにする。

- イ 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝えていく。また、クラスのルールを、児童生徒が納得した上でつくっていく。
- ウ 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていく。
- エ 「i-check」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていく。
- オ 「新・人間関係づくりプログラム」(SEL)を活用し、人間関係づくりや社会情動的スキルを習得させ、自己理解、他者理解を深め、温かい人間関係を育む。
- カ 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育む。
- キ 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させる。
- ク 特に配慮が必要な児童生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていく。その際、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行う。
- ケ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組む
- コ 学校評価の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

(3) 生徒を見守る教職員集団

- ア 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。
- イ 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養う。
- ウ 週に1回、生徒指導部会を実施し、常に「いじめ」の兆候がみられないか、また経過について話し合いをし、対応について共通理解をする。

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ア PTA理事会、学校運営協議会、懇談会等において学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
- イ いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。
- ウ 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、生徒が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行う。

3 早期発見

(1) 「いじめは見えにくい」という視点に立つ

いじめは、

- 無視や携帯・スマホの中、遊びの中でのふざけあいなど大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
- 親に心配をかけたくない、仕返しが怖いなどの理由から、いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ネット上のいじめは最も見えにくいなどのことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつ。

(2) 早期発見のための手立て

ア 日々の観察

登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心掛ける。

イ 学級日誌や3行日記などを活用し、担任との信頼関係をつくるとともに、気になる内容については、生徒に聞き取りを行う。

ウ 生徒アンケートの実施

いじめに関するアンケート（生徒対象）を計画的に年3回実施し、次のような流れで、現状把握に努める。

担 任	そ の 他
<ul style="list-style-type: none">・各クラスで教育相談・いじめアンケートを実施 ↓・担任は、いじめに関する記入のある生徒のプリントをコピーし、学年主任→生徒指導主事→教頭→校長の順で提出・クラス全員のプリントを取りまとめて、学年主任→生徒指導主事→教頭→校長の順で提出	<ul style="list-style-type: none">・生徒指導部会で共有
<ul style="list-style-type: none">・担任は、いじめに関する記入のある生徒には、聞き取りを行う。	<ul style="list-style-type: none">・学年主任、学年の生徒指導担当は、クラス担任による聞き取りの内容を確認・重大な事案については、生徒指導部会で話し合いをもち、生徒指導主事を含め、学校体制で指導にあたる。

エ 教育相談の実施

生徒アンケートを受けて、年間3回、教育相談を行う。

(3) 相談しやすい環境づくり

ア 日常の生活の中で教職員が声掛けを行うなど、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていく。

イ 学校だよりや各月の行事予定表にS Cの訪問日を記載し、積極的な活用を図る。

4 早期対応

(1) いじめの発見・報告を受けた時の対応

ア いじめられている生徒、報告をした生徒の安全確保

- (ア) いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。
- (イ) 状況に応じて、いじめられている生徒やいじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

イ 事実確認と情報の共有

- (ア) いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている生徒から聴き取るとともに周囲の生徒など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- (イ) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。
- (ウ) 次のことについて、情報を把握する。
 - ・ 誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
 - ・ いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
 - ・ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？〈内容〉
 - ・ いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
 - ・ いじめのきっかけは何か？〈背景〉
 - ・ いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

ウ いじめが起きた場合の対応の決定と共有

- (ア) 情報を整理し、緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認する。
- (イ) 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。
- (ウ) 対応の役割分担
 - ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
 - ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめを受けた生徒への支援

- (ア) 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
- (イ) 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- (ウ) 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活を送れるよう、今不安に思っていること（いじめた生徒との距離感等）を十分に聴く。
- (エ) 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
- (オ) その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- (カ) 聴取は2名体制等が望ましいが、生徒の事情も考慮する

イ いじめを受けた生徒の保護者への支援

- (ア) 保護者に事実関係を知らせる。
- (イ) 学校の方針を伝え、今後の対応について伝える。
- (ウ) 保護者の不安な気持ちに寄り添い、学校に相談するよう伝える。
- (エ) 聞き取り等により、新たに分かった事実関係についても適切に連絡する。

ウ いじめをした生徒への指導と支援

- (ア) 事実関係を確認するための聞き取りを行う。複数の生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聞き取りを行う。
- (イ) 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
- (ウ) 生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- (エ) その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡す。
- (オ) 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

エ いじめをした生徒の保護者への対応

- (ア) 保護者に事実関係を伝える。
- (イ) 事実に対する理解を得た上で、いじめた生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等今後の対応について説明する。
- (ウ) 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- (エ) その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。

オ 周りの生徒への対応

- (ア) 複数の教職員の体制で、担任等の思いを伝える。
- (イ) いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
- (ウ) いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- (エ) 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている生徒の気持ちや立場を考えさせる。
- (オ) いじめを自分の問題として捉えさせる。

5 ネット上のいじめへの対応

(1) 未然防止

ア 学校での情報モラル指導

- (ア) 学級活動、道徳、総合的な学習の時間、各教科等で、情報モラル教育を計画的に位置づける。
- (イ) スマートフォン等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。
- (ウ) ネット上のいじめやスマートフォン・携帯電話等の使用について、保護者向けに講座を開催するとともに学校だより等で、危険性について周知していく。

(2) 早期発見

保護者と学校とで情報の共有をしていくよう努める。

(3) 早期対応

ア 事実の把握

- (ア) 被害にあっている生徒や関係者から詳細を聞き取り、事実を確認する。
- (イ) 情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存、印刷し、動画等はデジタルカメラで撮影をする。
- (ウ) 生徒と保護者に直接内容や画像を確認してもらう。

イ 書き込みや画像の削除

- (ア) 教員の目の前で書き込み等を行った生徒に書き込み内容を削除させるか、またはしたことを保護者に確認してもらう。
- (イ) 上の方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

6 いじめの解消

原則として、次の2つの要因が満たされているかで判断する。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（約3か月が目安）継続していること。

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。